

雇用情報にほんまつ

令和7年5月号

管内人口(令和7年4月1日現在)

二本松市	50,039 人
本宮市	29,662 人
大玉村	8,790 人

ハローワーク二本松

〒964-0906

二本松市若宮二丁目162番地5

TEL0243-23-0343

雇用動向

令和7年3月内容

- ▶ 有効求人倍率は1.20で前月を0.19ポイント下回った。なお月間有効求職者数は1,485人で前月より8/2%増加し、月間有効求人数は1,783人で前月から6.5%減少した。
- ▶ 新規求人倍率は1.32倍で前月を0.42ポイント下回った。なお新規求職者数は408人で前月より8.5%増加し、新規求人数は539人で前月から17.8%減少した。

▶ 有効求人倍率	二本松	1.20 倍	(前月比 - 0.19ポイント)
	福島県	1.31 倍	(前月比 + 0.05ポイント)
	全国	1.26 倍	(前月比 + 0.02ポイント)
▶ 完全失業率	全国	2.5 %	(前月比 + 0.1ポイント)
▶ 新規求職者数	二本松	408 人	(前月比 + 32人)
▶ 新規求人数	二本松	539 人	(前月比 - 117人)
▶ 有効求職者数	二本松	1,485 人	(前月比 + 112人)
▶ 有効求人数	二本松	1,783 人	(前月比 - 124人)

図1 新規求職者数・新規求人数



図2 有効求職者数・有効求人数



【表1】一般職業紹介状況

区分	項目	令和7年3月				前月		前年同月	
		計	男	女	うち常用	計	うち常用	計	うち常用
1	新規求人数	539	-	-	500	656	604	537	521
2	月間有効求人数	1,783	-	-	1,614	1,907	1,684	1,789	1,638
3	新規求職申込件数	408	189	218	407	376	375	414	411
	うち中高年	241	117	123	240	208	207	230	229
4	月間有効求職者数	1,485	711	773	1,471	1,373	1,352	1,492	1,484
	うち中高年	864	445	418	850	790	771	847	841
5	紹介件数	473	232	239	443	400	371	399	375
	うち中高年	298	162	134	272	232	214	238	220
6	就職件数	146	60	86	136	105	99	146	138
	うち中高年	83	38	45	74	49	45	77	72
7	充足数	110	-	-	107	102	100	129	122
8	新規求人倍率	1.32	-	-	1.23	1.74	1.61	1.30	1.27
9	有効求人倍率	1.20	-	-	1.10	1.39	1.25	1.20	1.10
10	就職率(%)	35.8	-	-	33.4	27.9	26.4	35.3	33.6
	うち中高年	34.4	-	-	30.8	23.6	21.7	33.5	31.4
11	充足率(%)	20.4	-	-	21.4	15.5	16.6	24.0	23.4

※学卒を除きパートを含みます。

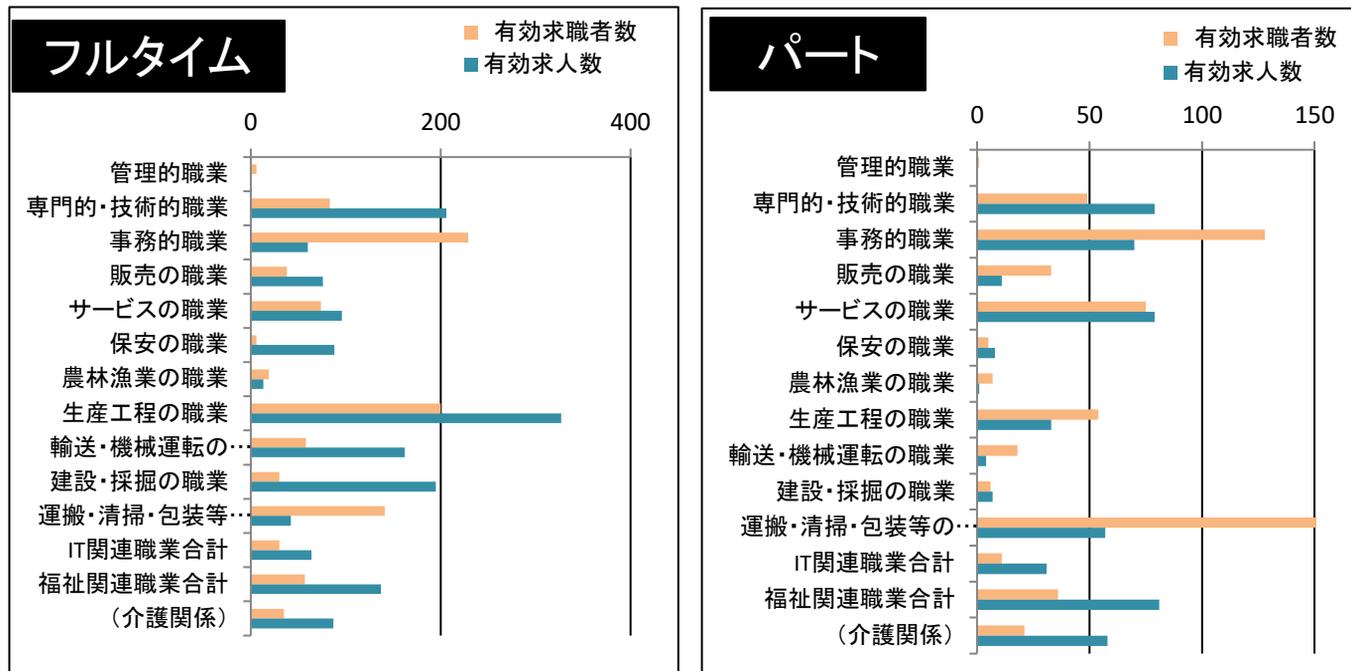
注)男女別を記載しないで求職登録が可能なため、男女計が一致しない場合があります。

【表2】職業別賃金情報・バランスシート

職業	新規求人 平均賃金 (千円)	新規求職 希望賃金 (千円)	有効求人数 (常用)		有効求職者数 (常用)		有効求人倍率 (常用)		
			フルタイム	パート	フルタイム	パート	フルタイム	パート	パート
職業計	230	241	1,265	349	919	552	1.10	1.38	0.63
A 管理的職業	0	170	0	0	6	1	0.00	0.00	0.00
B 専門的・技術的職業	248	207	206	79	83	49	2.16	2.48	1.61
C 事務的職業	203	190	60	70	229	128	0.36	0.26	0.55
D 販売の職業	235	223	76	11	38	33	1.23	2.00	0.33
E サービスの職業	193	179	96	79	74	75	1.17	1.30	1.05
F 保安の職業	0	165	88	8	6	5	8.73	14.67	1.60
G 農林漁業の職業	0	194	13	1	19	7	0.54	0.68	0.14
H 生産工程の職業	211	370	327	33	200	54	1.42	1.64	0.61
I 輸送・機械運転の職業	268	215	162	4	58	18	2.18	2.79	0.22
J 建設・採掘の職業	257	230	195	7	30	6	5.61	6.50	1.17
K 運搬・清掃・包装等の職業	203	184	42	57	141	165	0.32	0.30	0.35
IT関連職業合計	212	214	64	31	30	11	2.32	2.13	2.82
福祉関連職業合計	233	184	137	81	57	36	2.34	2.40	2.25
(介護関係)	227	167	87	58	35	21	2.59	2.49	2.76
分類不能の職業	0	216	0	0	35	11	0.00	0.00	0.00

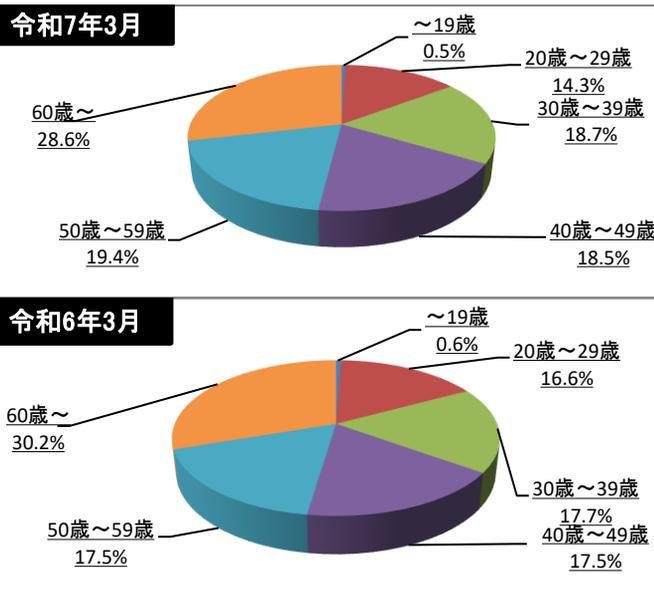
※臨時求人は含みません。このため、本月計と一致しないことがあります。

図3 職業別バランスシート



【表3】年代別有効求職者分布状況 ※パートを含む

年齢	有効常用求職者数		
	令和7年3月	前年同月	前年同月増減
合計	1,471	1,484	▲13
全体に対する割合	100%	100%	0.0
～19歳	7	9	▲2
	0.5%	0.6%	▲0.1
20歳～29歳	211	246	▲35
	14.3%	16.6%	▲2.3
30歳～39歳	275	263	12
	18.7%	17.7%	1.0
40歳～49歳	272	259	13
	18.5%	17.5%	1.0
50歳～59歳	285	259	26
	19.4%	17.5%	1.9
60歳～	421	448	▲27
	28.6%	30.2%	▲1.6



【表4】雇用保険取扱状況

項目	区分	令和7年3月	前月	前年同月	対前月比	対前年同月比
適用事業所数		1,536	1,535	1,544	0.1	▲0.5
被保険者数		25,981	25,981	26,066	0.0	▲0.3
資格取得者数		272	233	238	16.7	14.3
資格喪失者数		271	241	300	12.4	▲9.7
離職票交付枚数		171	176	196	▲2.8	▲12.8
受給資格決定件数		84	80	90	5.0	▲6.7
初回受給者数		47	66	59	▲28.8	▲20.3
受給者実人員		258	265	288	▲2.6	▲10.4
基本手当総支給額(千円)		33,492	31,800	33,303	5.3	0.6
特例一時金受給者数		0	3	1	▲100.0	▲100.0
再就職手当支給人員		16	29	47	▲44.8	▲66.0
教育訓練給付受給者		2	2	2	0.0	0.0

高年齢者雇用安定法は、働く意欲がある高年齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高年齢者が活躍できる環境の整備を目的とする法律です。事業主は65歳までの雇用機会を確保する義務の履行に加え、70歳までの就業機会を確保するよう努める必要があります。

**65歳までの雇用機会
の確保（義務）**



**70歳までの就業機会
の確保（努力義務）**

70歳までの就業確保措置を講じることが事業主の「努力義務」になったことに伴い、65歳以上70歳未満で離職する者も再就職援助措置・多数離職届等の対象になります。

高年齢者就業確保措置について

<対象となる事業主>

- ・ 定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主
- ・ 継続雇用制度（70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く。）を導入している事業主

<対象となる措置>

次の①～⑤の措置（高年齢者就業確保措置）を講じるよう努める必要があります。

- ① 70歳までの定年引き上げ
- ② 定年制の廃止
- ③ 70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入
※特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む
- ④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入 ⇒P 2、3
- ⑤ 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入 ⇒P 2、3
 - a.事業主が自ら実施する社会貢献事業
 - b.事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業

④、⑤については過半数労働組合等の同意を得た上で、措置を導入する必要があります（労働者の過半数を代表する労働組合がある場合にはその労働組合、そして労働者の過半数を代表する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者の同意が必要です。）。

※ ③～⑤では、事業主が講じる措置について、対象者を限定する基準を設けることができますが、その場合は過半数労働組合等との同意を得ることが望ましいです。

※ 高年齢者雇用安定法における「社会貢献事業」とは、不特定かつ多数の者の利益に資することを目的とした事業のことです。「社会貢献事業」に該当するかどうかは、事業の性質や内容等を勘案して個別に判断されることとなります。

※ bの「出資（資金提供）等」には、出資（資金提供）のほか、事務スペースの提供等も含まれます。